# 地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 監査部会 (第5回) 議事概要

開催日時:平成30年6月25日(月)10:30~12:00

開催場所:総務省内会議室

出席者:宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、影浦構成員、 貴納構成員、清水構成員、友渕構成員、町田構成員、宮原構成員

幹 事:山﨑自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、海老原市町村課長、 岡行政課総務室長、植田行政経営支援室長

事務局:吉川行政課長、松谷行政企画官、内海理事官、矢部監査制度専門官、 篠田行政課課長補佐

# 【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事について
- 3. 閉会

## 【意見交換】

#### 1. 監査基準等について(全般)

- 人口が少ない市町村では、監査委員・監査事務局職員の専門性を求めることが難しい状況がある。このような小規模の団体に対しては、負担を強いることがないように、また、たとえ小規模な団体であっても、現在検討中の監査基準等に対応した監査ができるような工夫を検討する必要があるのではないか。
- まずは標準的なケースを想定して議論すべきであり、監査の基準がなく、今、ばらばらの状態から進んだ先で、監査委員が専門性を持っていない町村についてどのように対応するかを考えていけばいいのではないか。
- 「監査基準」は基本原則として、柱としてあるべきである。
- 「監査基準」に加えて、注釈やコンメンタールといった言い方もできるかもしれないが、 背景とか考えられるリスクとか、それぞれが意味するところが何なのか、少し詳細な説明 をするものとして、監査の実務のあり方を定めた「実施要領」というものを設ける必要が あるのではないか。
- 総務省が示すひな形に過ぎないものであっても、それを「実施要領」として定めた場合、 特段の事情がない限り、それは規範性を持つことになる。

そうすると、事務フローなど事細かに定めたものを「実施要領」に含めてしまうと、人

口の少ない町村においてその実施に懸念が出てくるだろう。そういう意味からすると、 そのような資料は、「実施要領」に位置づけるのではなく、あくまで内部統制の構築や、 位置づけを考えるための「参考資料」として考えるべきではないか。

- 「監査基準」で重要なエッセンスの部分を記載し、一方、「実施要領」はリスクを特定するためのツールとして用いるという方向性が考えられるのではないか。コンメンタールのような機能も「実施要領」に含まれるのではないかと思う。
- 監査において考慮するリスクについては、コンメンタールとしての「実施要領」の方に 記載してはどうか。
- 各地方公共団体に共通するような特に高いリスクについては、特に意識してほしい部分として、基準に入れ込んでも良いのではないか。

## 2. 監査の分類について

- それぞれの監査について、例えば、以前総務省で実施した「地方公共団体の監査制度に 関する研究会」の議論において、保証型なのか、指摘型なのかといった分類があったが、 改めて類型を整理し、各々の監査等においてどういう意見を報告するために監査等を行 うのかを整理する必要があるのではないか。
- 監査を分類するのであれば、ただ種類を挙げればいいだけではなく、一体どのような機能を期待しているのかも挙げていかないといけないだろう。

#### 3. 品質管理基準について

- 会計監査と同様、監査委員の監査についても、品質管理基準は重要になると思うので、 何かしら言及すべきではないか。
- 品質管理は監査において重要であるが、今、「監査基準」を作成しようという段階において、各市町村で品質管理基準を作成しなければならない、とまで求められるのか。一旦棚上げなり、次のステップとしても良いのではないか。
- 品質管理基準については、監査委員事務局の体制やどういう組織構造を管理しなくて はいけないなどの最低限のことを求めるにとどめたほうが良いのではないか。

## 4. リスクアプローチについて

○ リスクアプローチの本質は、重要なところに資源を重点的に配分すべきということだけでなく、重要でないところは省略していいということにある。そのことを監査基準上明確にすることを検討すべきはないか。

- 監査委員が通常実施すべき監査手続を大枠で「監査基準」に記載してはどうか。
- 監査委員の免責を目的として正当な注意義務の基準を入れるのであれば、監査基準を 最低限の実務上の行為規範であることを明示する必要がある。また、中小の自治体のこと を当初から検討するというのであれば、中小自治体の場合においてこういう点で考慮す る、または原則から逸脱する場合の考慮事項などを併せて議論する必要がある。

# 5. 監査委員の資格等について

- 都市監査基準では、監査委員は高潔な人格を維持しなければならない、と規定されているが、そういった倫理規範のような基準は、該当の有無の判断が中々難しい部分があるのではないか。
- 監査委員の資格要件や専門性について、法律で書いてあることを盛り込むかどうか、書いてあるので「監査基準」には記載しないのか、ルールを決める必要があるのではないか。
- 監査委員の専門性、独立性については、基準の中のトップとして書くべきである。 専門性として、自治体の実務に精通していることと自己研鑽に努めていることが必要 であり、一方で、独立性を担保するための基準を盛り込む必要があるのではないか。
- 事務局職員が備えるべき資質や専門要件についても「監査基準」に入れ込むことを検討 すべきではないか。
- 監査委員は住民の代行で行っている。特別な専門的能力は必要なのか。あくまで住民視線で見てどう思うか、常識的な判断をすればよいという考え方もあるのではないか。法律に記載されている以上のことを求めるべきではないのではないか。

### 6. 監査の有機的な連携について

- 資料1頁2行目、「個々にこれらの監査等を実施する必要はなく」とあるが、今のままでは定期監査、決算審査、例月出納検査について「監査を実施する必要はない」との誤解を与えかねないので、「個々にこれらの監査等を」の前に「これらを有機的に連携させることによって」の文言を挿入すべきではないか。
- 監査基準には「監査は行財政全般を俯瞰的にチェックする。」「監査は行政目的が達成 されているかをチェックする。」といったことを記載しておかないと、四隅を突く監査で 終わってしまうのではないか。
- 監査というものが全体としてどうか、ということが重要であり、監査の大きな目的を 「監査基準」の最初に盛り込むべきではないか。

- 監査のテーマや重点、着眼点といったものを、「監査基準」で触れておかないと、各監 査の有機的な連携にはならないのではないか。
- 監査は、行政全般がどういう形で本来の業務の目的がきちんと達せられているかどうかというようなところを全体的に見ていくものであり、これを外した監査はあまり意味がないのではないか。「監査基準」でも触れる必要があるのではないか。

# 7. その他

- 監査の公表について、地方自治法で規定されていないものについて、公表するかどうか、 また、公表するとすればどこまで公表すべきか検討が必要ではないか。
- 「監査基準」には法律に記載されている以上のものを書けないので、どこまで法律に書いてあることを重ねて書くべきであるかということになる。
- 監査報告の決定については、監査委員の合議によることを「監査基準」に定めておく必要があるのではないか。
- 過去の監査により措置された後のフォローアップについても検討すべきではないか。
- 監査委員の職務については、会計あるいは経営学を中心としたものと、住民監査請求や 損害賠償という裁判的なものがある。若干性質が異なるものを一つの基準で良いか検討 する必要がある。
- 健全性や透明性の確保は長の責任であり、そこに寄与するのが監査であるという位置 づけになるのではないか。
- 不正への対応をどのように「監査基準」に入れ込むのか、検討が必要ではないか。
- 民間において収益認識基準が変わり、税務上の取扱いも変わってくる。これを踏まえて 地方自治体においても対応が求められることになるので、一覧表に反映させる必要があ るのではないか。